

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第748号

令和3年10月14日

古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業に係る旧姓記載等の運用について(通達)

見出しのことについては、別添「古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業に係る旧姓記載等の運用について(通達)」(令和3年10月8日付け警察庁丁生企発第649号)に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業に係る旧姓記載等の運用について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。